

診調組 D-3-3  
20. 12. 12

中医協 診-3  
20. 12. 3

## 医療法で定める医療機関の例

### 第1 特定機能病院

#### (1) 役割

- 高度医療の提供 ○ 高度医療技術の開発・評価 ○ 高度医療に関する研修

#### (2) 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること（紹介率30%以上の維持）
- 病床数……400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
  - ・ 医師……通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
  - ・ 薬剤師……入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
  - ・ 看護師等……入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）  
[外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]
  - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備……集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。等

### 第2 地域医療支援病院

#### (1) 役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む） ○ 医療機器の共同利用の実施 ○ 救急医療の提供 ○ 地域の医療従事者に対する研修の実施

#### (2) 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

出典：第9回「医療施設体系の在り方に関する検討会」

厚生労働省医政局総務課（平成19年7月18日）参考資料より抜粋

## 平成20年度特別調査 再入院に係る調査について(案)

- 1 平均在院日数の短縮が図られているなか、提供されている医療サービスが低下していないかどうかを再入院の頻度やその理由を指標として検証することを目的として、平成16年度より特別調査として再入院に係る調査を継続して実施している。
- 2 平成20年度においても、再入院の状況について特別調査を実施することとし、その調査内容については、原則として昨年度と同様とする。(別添)
- 3 なお、平成20年度改定において、3日以内の再入院(病棟間の転棟に伴う再転棟も含む)は1入院として取り扱うという算定ルールの見直しを行っているが、その影響を検証するため3日以内に再入院(病棟間の転棟に伴う再転棟も含む)した場合も調査対象に含める。

## 「平成20年度特別調査 再入院に係る調査」について（案）

## 1 調査の目的

医療効率化の一つの指標としての平均在院日数が用いられるが、DPC 包括評価の実施に伴いこの短縮が図られているなかで、提供されている医療サービスが低下していないかどうかを再入院の頻度やその理由を指標として検証する。

## 2 調査対象医療機関

DPC 対象病院、DPC 準備病院の全医療機関のうち再入院症例のある医療機関を対象とする。

## 3 調査対象患者

平成20年度に実施された「7月から12月までの退院患者に係る調査」に基づき把握された患者であって、前回退院から6週間以内に同一医療機関へ再入院した患者とする。

再入院かどうかは、データ識別番号の重複により判断する。

集計対象データは

- ・ 4月1日以降に入院し、7月1日～10月31日に退院した患者であること
- ・ 6週間以内に再入院ありと判断したもの

とする。

※ 平成20年度診療報酬改定により、3日以内の再入院（再転棟も含む）を1入院として取り扱うこととしたが、その影響を検証するために、再入院症例として調査対象に含める。

## 4 調査方法

DPC 本体調査のデータより再入院ありと特定された患者のデータ識別番号等に基づき、各医療機関はその患者について再入院の理由を調査する。

## 5 調査スケジュール

平成20年12月中	医療機関へ調査票の発送
平成20年 1月中	医療機関から調査票回収
～平成21年3月中	データの集計・分析